

交渉（全労働省労働組合神奈川支部）議事概要（令和4年11月29日）

神奈川労働局長（当局）は、令和4年11月29日（火）、全労働省労働組合神奈川支部長（全労働）と職員の処遇改善に係る交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

【全労働】

- 1 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う職員・非常勤職員への感染防止及び職場体制の確保を求めます。
- 2 定員削減による行政サービスの低下を防ぐため、労働者・国民の期待に応える労働行政体制の確立を求めます。
- 3 職員の賃金・昇格についての改善、職務に見合った公正な賃金水準の確保を求めます。
- 4 職員が蓄積してきた専門性を今後も発揮し得るような人事制度の運用を求めます。
- 5 非常勤職員及び再任用職員の処遇改善について、その実現を求めます。

【当局】

- 1 新型コロナウイルス感染症については、飛沫・接触感染によりり患することから、各所属に対しては、飛沫防止パネル等感染防止対策用品を配布し、来庁者も含め、あらゆる感染防止対策の徹底を図っているところである。また、職場体制の確保にかかる対応方法についてマニュアルの整備を図ったところである。
- 2 労働行政体制の確立は極めて重要な課題であると認識しており、新型コロナウイルス感染症対策でも明らかなように国民のセーフティーネットを確保するための第一線機関であることから、厚生労働省に対して神奈川労働局の実情を繰り返し訴えていくとともに、体制整備や業務簡素化などを一層進めてまいりたい。
- 3 賃金・昇格については、職員の労働条件のうち最も重要な事項であり、職務内容を踏まえた適切なものでなければならないと考えている。このため、引き続き本省や関係機関への働きかけを行ってまいりたい。
- 4 行政の重要性は今後も変わることはなく、その専門性等の向上を図っていかなければならないと考えているところであり、専門性の維持、向上を図る

ための職員の養成や配置について、適切に対応してまいりたい。

- 5 非常勤職員及び再任用職員は、常勤職員とともに第一線の業務を支えていただいているところであり、その処遇改善については、今後においても関係機関に対して要望してまいりたい。